

2019庄原いちばん動画CMコンテスト募集要項



1. ねらい

庄原市では、住んでも・行ってみても庄原がいちばんええよのう!と感じてもらえる「庄原いちばんづくり」のまちづくりに取り組んでいます。合言葉は「庄原いちばん!」です。この「庄原いちばんづくり」のひとつとして、庄原のことをもっと多くの人に知ってもらおう!庄原の良さを共有してもらおう!と、庄原市をPRする動画を募集することにいたしました。このコンテストにご応募いただき、庄原市観光協会HPやFacebookページ、及びYouTubeチャンネル「庄原市観光情報」に掲載し、これらを通じて庄原の良さを再確認してもらい、庄原の魅力をもっと多くの方に知ってもらうために開催します。

2. 募集テーマ

「～庄原をわかっってもらうには映像がええぞう～」
をテーマとして作品を募集し、入選作品を決定します。

3. 募集期間

～2019年5月31日(金)

※締め切り：Eメールやファイル転送サービスなどで応募の場合は、5月31日22時必着、郵送は5月31日消印有効

4. 表彰

- グランプリ1点(賞金15万円)
- 特別奨励賞5点(庄原市特産品1万円相当)

5. 応募作品の活用

応募作品は、庄原市観光協会HPや庄原市Facebookページ及びYouTubeチャンネル「庄原市観光情報」に掲載します。また、市の広報素材として広く活用します。

6. 応募作品

- デジタルデータに限ります。
- 形式=MP4、MPEG、WMV、MOV、AVI
- 画質=1080p HD/60 fps 以下
- 時間=1分以上3分以内
- アスペクト比=4:3または16:9
- 2018年1月1日以降に撮影または製作した作品で、庄原市に関連する映像が含まれること。
- カラー・モノクロ・実写・アニメーション・CGは不問。
- 何点応募されてもかまいませんが、同一人から多数応募された場合、事前審査を実施し本審査にかけられる作品を絞ることがあります。
- データであれば、スマートフォンなどで撮影されたものでも応募可能です。

10. その他注意事項

- 応募作品について
- 他のコンテストに入賞した作品、応募中の作品、応募予定の作品は応募できません。
- アニメーションや複数の写真によって構成されるスライドショーを動画としてまとめたものは応募可能です。
- 製作者名や出演者名等は動画内に表示しないでください。
- 主催者が、二重応募、類似と判断した作品は、審査対象から除外し、受賞決定後であっても受賞を取り消す場合があります。
- 個人のホームページや動画投稿サイトなど、作品を掲載するだけのサイトへ提出した作品の応募は可能です。なお、第三者から作品の使用権等の制限を受ける作品は除きます。
- 第三者の権利(著作権、肖像権など)を侵害する作品は応募できません。
- 応募作品で使用される被写体、音楽などの著作物の肖像権、著作権等については、応募者の責任で被写体および原著作者等の使用許諾・承認を得たうえで応募してください。
- 応募作品について第三者から権利侵害に関する

- 申し入れや苦情、異議申し立て等があった場合や、何らかの損害が生じた場合は、応募者がすべての責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。
- 応募できない動画
- 立ち入り禁止場所、撮影禁止場所で撮影したものの。
- 国及び地方公共団体の法令、条例及び規則に違反する恐れのあるもの。
- 作品の内容が公序良俗に反するもの、または反する恐れのあるもの。
- 批判的な言葉や文字を使用したものや、個人・企業・団体等を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの。
- 政治目的・宗教勧誘等、特定の主義主張の宣伝または勧誘を意図するもの。
- 個人・企業の宣伝に関するもの。
- 実状と極端に異なる印象を与える作品は審査対象から除外する場合があります。
- その他、主催者がこの応募要項に違反すると判断した作品は、審査対象から除外し、受賞決定後であっても受賞を取り消し、賞金を返却させていただきます。
- 著作権などについて

- 応募作品の著作権は応募者に帰属します。
- 主催者は、応募作品を庄原市の広報活動に使用するDVD、ウェブサイト、その他媒体、PR用品等に無償で使用することができるものとします。また、広報活動のため応募作品を第三者に無償で貸与することがあります。
- 応募作品を広報活動に使用する場合、必要に応じて映像のトリミングやロゴマーク・文字の挿入等の加工を行う場合があります。
- 応募作品を広報活動に使用する場合や受賞作品を表彰・発表する際には、原則応募者の名前を表示・公表します。
- 応募作品をFacebookページなどで紹介・発表する際には、作品の内容等を著しく損なわない範囲でタイトルやコメント等の修正を行う場合があります。
- その他
- 応募作品の返却はできませんので、元データはご本人で保管してください。
- 受賞者には、より解像度の高いデータ(DVD-R等に保存したものの)追加提出をお願いすることがあります。
- 応募時にご記入いただいた個人情報、主催者が厳重に管理し、本コンテストに関連する業務に

- ついでのみ使用します。
- ご応募に伴い発生した費用は、すべて応募者が負担するものとします。
- 賞金の受領に係る税金は、受賞者の負担となります。
- Facebook社は、本コンテストの実施・運営等に関して一切の責任を負うものではありません。
- 本コンテストはFacebook社またはYouTube社が後援・支持、または、運営するものではありません。
- この応募要項に明記されていない事項については、主催者の判断によります。また、主催者が必要と判断した場合には、本要項を変更できるほか、当コンテストの適正な運用を確保するために必要なあらゆる対応をとることができるとします。
- 審査に関する質問等はお受けいたしかねます。
- 応募作品が主催者に提出された時点で、募集要項すべてに承諾をいただいたものとみなします。
- 主催者の決定に同意できないときは、応募者は応募を撤回することができます。

7. 応募資格

庄原の魅力を発信したい市民・市内団体の方など、どなたでも応募いただけます。また、庄原市を応援したい市外の方からの応募も大歓迎です。
※この応募要項に記載の事項に同意のうえ応募ください。

8. 応募方法

住所・名前・電話番号・撮影場所(実写以外の場合モデルにした場所)・撮影日(実写以外の場合作成日)・作品タイトル・作品の解説などのコメントを記入して、次のいずれかの方法で応募ください。

■庄原市観光協会へEメールで送付

<kanko@shobara.net>

※メールでは9MBまでのファイルが受け取れます。
メール受信後、受領通知のメールをおおむね1週間以内に送付します。

■ファイル転送サービスで送付

あて先のEメールアドレスを kanko@shobara.net としてください。また、同じあて先に、転送したファイル名と転送した日時および必要事項を記載したメールを別途送信してください。

※ファイルのダウンロード完了後、受領通知のメールをおおむね1週間以内に送付します。

■データを記録したCD-R、DVD-Rなどの記憶媒体

必要事項を記入したメモを添えて、郵送か持参。

送付先・持参先

〒727-0004 庄原市新庄町291-1 食彩館しょうばらゆめさくら館内
一般社団法人庄原市観光協会 庄原いちばん動画CMコンテスト係

※郵送の場合、受領通知は行いません。
※記録媒体の返却はしません。

9. 審査

■審査基準

庄原の魅力が感じられる・新しい庄原の魅力を発見できる作品であるか、庄原に行ってみたい・体験してみたい・食べてみたい・住んでみたいと感じられる作品であるか。

※作品の芸術性や撮影・製作者の技術の高さを競うコンテストではありません。

■審査委員

【審査委員長】西田 篤史氏(庄原市ふるさと大使)

【審査委員】杉山 紀彦氏(広島テレビ「ひろおくり」ディレクター)

木山 耕三氏(庄原市長)

坂田 忠則(庄原市観光協会 専務理事)

■審査期間

2019年6月(予定)

審査結果は庄原市観光協会ホームページ・同Facebookページ・YouTubeチャンネル「庄原市観光情報」で発表します。特別奨励賞の表彰は行いません。グランプリは表彰式を行う予定です。